

森林整備保全事業設計積算要領等の一部改正に係る取扱いについて

今般、森林整備保全事業設計積算要領等が一部改正となりました。

(林野庁 HP : ホーム > 分野別情報 > 森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等
> 積算基準 URL:http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

つきましては、東北森林管理局ではこれらの改正について下記のとおり適用すること
としましたのでお知らせします。

記

1. 令和4年4月1日以降に発注する森林土木工事において適用するもの
 - (1) 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて
(令和4年3月28日付け一部改正)
 - (2) 東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について
(令和4年3月24日付け一部改正)
2. 以下の積算要領の適用時期は別途お知らせします。
 - (1) 森林整備保全事業標準歩掛の制定について
 - (2) 森林整備保全事業設計積算要領の制定について
 - (3) 森林整備保全事業建設機経費積算要領の制定について
 - (4) 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について
 - (5) 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定につい
て
(令和4年3月28日付け一部改正)
3. ただし、2. の積算要領については以下のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 森林土木工事
入札書の受付開始日が令和4年3月28日以降の工事については、国有林野事業工
事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等
に変更する協議を行うことができる。

変更後の請負代金額等 = P 新 × k

この式において、「P 新」及び「k」はそれぞれ以下を表すものとする。

P 新 : 一部改正後の標準歩掛等により積算された予定価格 (単価は入札時の予定
価格算出に用いたものとする。)

k : 当初契約の落札率

(2) 調査設計業務

入札書の受付開始日が令和4年3月28日以降の業務については、国有林野事業業務請負契約約款第59条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができる。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」はそれぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：一部改正後の標準歩掛等により積算された予定価格（単価は入札時の予定価格算出に用いたものとする。）

k ：当初契約の落札率

お問い合わせ先： 東北森林管理局	
森林整備部森林整備課	TEL 018-836-2163
計画保全部治山課	TEL 018-836-2260